第４号様式（第８条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 私道手すり設置助成金交付決定通知書第　　　　　　　号年　　　月　　　日　　　　　　　　　様東京都板橋区長年　　月　　日付けで申請のあった私道上の手すり設置助成金の交付については、下記条件により交付を決定したので、通知します。　なお、この決定通知書受領後１４日以内に承諾書を提出してください。記１　工事見込額　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　助成見込額　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　助成金は、実績報告書の審査及びこの助成金の交付に係る私道上の手すり設置助成工事（以下「工事」という。）の調査実施後、その額を確定し交付する。　　従って、確定助成額は上記金額と異なることがある。　　なお、助成見込額は、要綱第６条の規定により工事見込み額の50％の助成になるので、申請者負担金は確定助成額により異なることがある。２　工事を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ東京都板橋区長　　（以下「区長」という。）の承認を受けなければならない。３　工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合は、　　速やかに区長へ報告し、その指示に従わなければならない。４　工事が完了したときは、直ちに実績報告書を区長に提出しなければならない。５　助成金の交付の決定後、交付要件に関する事情の変更により特別の必要が生　　じたときは、助成金の決定を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付　　した条件を変更することがある。 |

（裏）

|  |
| --- |
| 　　６　次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消すことがある。　　　　この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責は負わない。　（１）偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。　（２）助成金を工事の資金以外に使用したとき。　（３）東京都板橋区私道上の手すり設置の助成に関する要綱別表第１に定める基準に　　　　適合しなかったとき。　（４）この決定通知書受領後１４日以内に承諾書を提出しなかったとき。　（５）前各号のほか、区長の付した条件又は命令等に従わなかったとき。　　７　前項により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が　　　　交付されているときは期限を定めてその返還を命ずる。　８　助成金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日　　　までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の　　　期間については、既納額を控除した額）につき年10.95％の割合で計算した違約　　　加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合にお　　　いて年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合と　　　する。　９　助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったと　　　きは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき10.95%の　　　割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。　　　この場合において、年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当た　　　りの割合とする。 |